

○内閣府令第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の八の六第一項第四号の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
(金融商品取引業から除かれるもの) 第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 「一〇七の二 略」 七の三 法第二条第八項第九号に掲げる行為のうち、社債券(新株予約権付社債券を除く。)の発行者の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)又は親会社(会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。)若しくはその子会社(当該発行者及びその子会社を除く。)である会社が行う当該社債券に係る募集の取扱い又は私募の取扱いであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの イ 当該発行者が定めた当該募集又は私募に係る勧誘に関する方針(勧誘の対象となる者並びに勧誘の方法及び時期を定めたものに限る。)に従って行うこと。 ロ 当該募集の取扱い又は私募の取扱いの実施状況について、定期的に、当該発行者に報告すること。 ハ 当該会社が次のいずれかの措置を講じていること。 (1) 当該社債券に係る債務の保証を行うこと。 (2) 当該発行者に対して当該社債券に係る債務の履行に必要な資金の提供を行うことを確保すること。	(金融商品取引業から除かれるもの) 第十六条 「同上」 「一〇七の二 同上」 「号を加える。」

ニ 当該募集又は私募に係る勧誘に際し、その相手方に対し、ハの措置の内容についての情報を提供すること。

「八十二 略」

十三 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、同条第二項第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ 「略」

ロ 間接出資者（当該権利に対する投資事業に係る契約その他の法律行為に基づく権利（法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当するものに限り、次に掲げる要件の全てに該当するものを除く。）を有する居住者をいう。ハにおいて同じ。）が適格機関投資家であること。

(1) 当該投資事業が、当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の額から金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の四第一項に定める額を控除した額の百分の八十を超える額を充てて同条第二項各号に掲げる有価証券（投資を行った時点において金融商品取引所に上場されていないものに限り、同条第三項に定めるもの及び投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第一項に規定する外国法人が発行するものを除く。）に対する投資を行うものであること。

(2) 当該投資事業に係る(1)の財産の運用が、法第六十三条第一

「八十二 同上」

十三 「同上」

イ 「同上」

ロ 間接出資者（当該権利に対する投資事業に係る契約その他の法律行為に基づく権利（法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当するものに限り、次に掲げる要件の全てに該当するものを除く。）を有する居住者をいう。ハにおいて同じ。）が適格機関投資家であること。

「加える。」

「加える。」

項第二号に掲げる行為に該当し、かつ、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）又は同条第五項に規定する特例業務届出者（同号に掲げる行為を業として行う者に限る。）により行われるものであること。 「ハ・ニ 略」 「十四～十七 略」 「2～11 略」	「ハ・ニ 同上」 「十四～十七 同上」 「2～11 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

1 この府令は、令和八年九月十六日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。